

利用していただくために…

1 事前相談と所定の手続き

たんぽぽ教室は、平成24年4月1日より、児童福祉法にもとづく児童発達支援事業所です。このサービス事業をご利用いただくには、所定の手続きが必要です。

2 年間2回の入園手続き

たんぽぽ教室は、教室を利用いただく幼児の安定した集団環境を作るために、前期・後期の2回の入園期を設けております。そのため利用手続きも以下の2期となっております。

	事前相談	利用手続き	通園開始
前期入園	～1月	3月	4月
後期入園	～7月	9月	10月

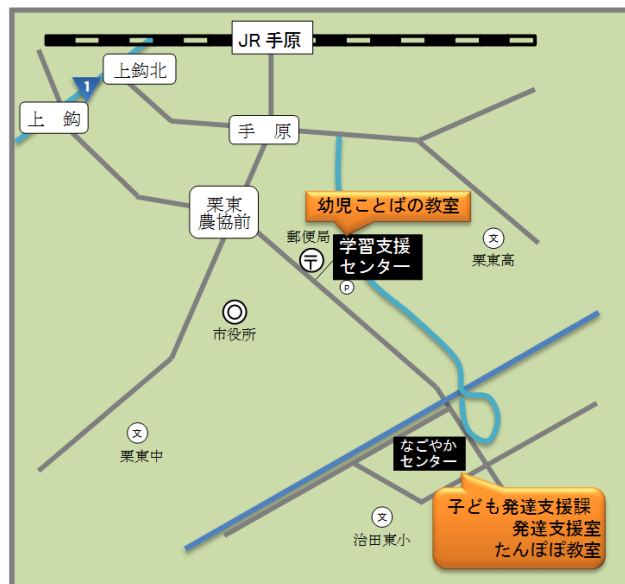
※それぞれの締め切りについては、年ごとの曜日によって多少前後します。



3 沿革

昭和53年	「言語障害児を持つ親の会」が結成される。
昭和54年	親子教室(たんぽぽ教室)が保健衛生事業として開設
昭和59年	保健センター開設に伴い開催場所を保健センターに移転
昭和63年	「住みよい町づくり推進事業」を実施するなかで地域療育事業の充実に向けて検討
平成7年	心身障害児通園事業として国庫補助(10月)を受け療育教室が始まる。
平成15年	児童デイサービス指定事業者として位置づけられる。 (指定事業者番号:25000300148120)
平成16年	栗東市総合福祉保健センター(なごやかセンター)に移転
平成18年	障害者自立支援法に基づき、改めて児童デイサービス指定事業者として指定される。 (指定事業者番号:2511200087)
平成22年	栗東市発達支援室の設置に伴い、幼児課から健康福祉部発達支援室に所管が移る。
平成24年	法改正にともない児童デイサービス指定事業者から、児童発達支援事業所へ変更。

アクセスマップ



たんぽぽ教室

<ご案内>



たんぽぽ教室

By 子ども発達支援課

〒520-3015 栗東市安養寺190番地
栗東市総合福祉保健(なごやか)センター

TEL 077-554-6114

FAX 077-554-6116

©2017 TANPOPO

たんぽぽ教室ってどんなところ？

1 身の回りの事、遊びを通し、力を育てる

生活や遊びを通して、子どもがもっている力を出せるように、またお母さん、お父さんが子どもを理解し、子育てが楽しめるように支援していくところです。

また、私たちは…

子どもにとって…

思いっきり遊べる

お友達と出会える

いろいろなことが体験できる

自分の力を発揮できる

いっぱいほめてもらえる

保護者にとって…

子どもと遊ぶ

子どもを理解する

子どもの発達を考える

子育ての楽しさや大変さが話せる

仲間と出会う

という教室でありたいと思っています。

2 通ってくる子どもたち…

ことばの育ちがゆっくりな子ども、運動面の育ちがゆっくりな子ども、落ち着きなくよく動く子ども、人との遊びが苦手な子ども、心身の発達に遅れや弱さなどさまざまな課題をかかえる子ども達が通ってきています。0歳から就学前の6歳までの子どもが通ってくるところです。

3 教室はいつから始まるの？

教室の開催は、前期（4月～9月）と、後期（10月～3月）の2期に分けています。

それぞれの開始日は、暦の曜日等によって変動します。

4 教室にはどんなスタッフがいるの？

園長	子ども発達支援課長兼務
専任スタッフ	児童発達支援管理責任者
	心理判定員
	指導員
協力スタッフ	嘱託医・教室支援係 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士

たんぽぽ教室ではどんなことをするの？

1 クラス別のプログラム

子どもの生活年齢、発達段階、発達課題、幼稚園等通園の有無などを考え、小集団でクラスを編成し、クラス別にプログラムを実施しています。原則として、午前の部は、未就園のお子さん（在宅児）、午後は幼稚園等の併行通園のお子さんです。また必要に応じて、個々の発達や課題に合わせた個別指導を行っています。

＜クラス別の実施曜日（例）＞

	9:30~11:30	13:30~15:00
月	くじら組	うさぎ組
火	くじら組	りす組
水	ぽかぽか広場 (フォログループ)	いるか組
木	ぺんぎん組	ぱんだ組
金	くじら組	こあら組

※後期（10月）にクラス替えがあります

＜クラスの1日の流れ（午前の場合）＞

9:15	入室・もちものの片付け・手洗い 帳面シール貼り
9:30	はじまりのつどい・体操・手あそび・ス キンシップあそび
10:00	トイレ おやつ
10:30	今日のアそび／保護者ミーティング 運動あそび・戸外あそび・感触あそび
11:30	おかえりのつどい・退室

2 年間の行事

親子ともにのびのび楽しく活動できる、また親睦を深められるような季節にあった行事を行なっています。

4月	はじまりの会
7月	夏まつり
12月	クリスマス会
2月	家族参観（在宅児）
3月	修了式
*他に…・歯科検診 ・保護者向け行事（療育講演会等）	

3 相談事業について

健康発達相談	嘱託医による相談日を設け、健康上、発達上の相談・指導を行っています。
定期発達相談	年に1～2回程度、発達検査・相談を行い、子どもの発達や課題を保護者と確認しています。
支援計画懇談	療育支援計画作成時に、家庭での様子をうかがったり、お子さんの支援について話し合いをします。
事後相談	療育終了後も、心配、相談ごとがあれば相談の場を設けます。

※終了後、継続的な相談が必要な場合は、発達支援室の発達相談におつなぎいたします。